ブース返上及び腕章返上について

2020年度　第2回新歓会議

文責　三小田　洋之

新歓には参加するがブースを必要としない新歓参加団体は、学友会Webページ上の「ブース返上及び腕章返上について」の項目にアップロードしております「ブース設置権利返上誓約書」という書類に必要事項を記入し提出してください。

新歓に参加し、ブースを設置して勧誘を行うがブース外勧誘権利及びそのための腕章を必要としない新歓参加団体は、学友会Webページ上の「ブース返上及び腕章返上について」の項目にアップロードしております「腕章返上誓約書」という書類に必要事項を記入し提出してください。

提出方法の詳細は下記の通りになります。

* 必要事項
* 提出日
* 正式団体名
* 新歓責任者の氏名
* 提出期限

**3月6日(金)　23：59**

* 提出方法

必要事項を記入した書類のファイル名を「*所属機関*\_*正式団体名*\_*提出する誓約書名*.docx」にして、それを添付したメールを新歓メールアドレス

（kagushinkan2020@gmail.com）まで送付

**注意事項**

* **ブースを持たない団体はブース外勧誘員をおくことができません。**ご注意ください。
* 2020年度新歓ポイント細則第3条3により、ブース設置権利及びブース外勧誘の権利を返上した際、新歓運営本部が指定する区域に、新歓に関する配布物を設置する権利を得ます。
* この書類は提出後いかなる理由があったとしても**提出を取り下げることはできません。**
* 「腕章返上誓約書」は第3回新歓会議後にも再度受け付けを行う予定です。
* 新歓登録の際に、ブース不設置と申請した団体も新歓に関する配布物を置く場合、**「ブース設置権利返上誓約書」**の提出は必要となります。
* **「ブース設置権利返上誓約書」**を提出した場合でも新歓ポイントが60点以上でない場合は新歓に関する配布物は設置できませんのでご注意ください。
* **「腕章返上誓約書」**を提出した場合でも新歓ポイントが90点以上でない場合は新歓に関する配布物は設置できませんのでご注意ください。